

釧路市・阿寒町・音別町合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に 関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会規約第17条第2項の規定に基づき、釧路市・阿寒町・音別町合併協議会（以下「協議会」という。）の委員等の報酬及び費用弁償について、必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員（以下「協議会委員等」という。）の報酬は、日額5,700円とする。ただし、釧路市、阿寒町及び音別町の長、助役その他常勤職員、議会議員並びに北海道職員から選任された委員については、これを支給しない。

(費用弁償)

第3条 協議会委員等が、職務のため旅行したときは、会長が属する市町の例により一般職の職員の旅費に相当する額を弁償するものとする。ただし、釧路市、阿寒町及び音別町の長、助役その他常勤職員並びに北海道職員から選任された委員が協議会の会議に出席した場合については、これを支給しないものとする。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会委員等の報酬及び費用弁償並びにその支給方法等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年1月31日から施行する。